

最高裁秘書第2401号

平成30年6月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

5月14日付け（同月16日受付、最高裁秘書第2102号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

民事裁判の弁論準備手続期日につき、どのような場合に、期日に出席していない裁判所書記官が期日調書を作成できることになっているかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）